

# 山梨県公報

第二千八百七十三号

平成三十一年

四月四日

木曜日

## 目次

### 告示

○救急病院等の申出の撤回……………一二七  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………一二七

### 公告

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出(五件)……………一二七  
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………一三一  
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………一三一  
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………一三二  
○基本測量の実施……………一三三  
○甲府都市計画画道路事業の施行について……………一三三  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………一三三  
○開発行為に関する工事の完了について……………一三四  
正誤……………一三四  
○平成三十一年三月七日付第二千八百六十六号中……………一三四

## 告示

### 山梨県告示第百八号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 病院の名称及び所在地

名称	所在地
大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地

二 撤回年月日 平成三十一年三月三十一日

### 山梨県告示第百九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 平成三十一年三月二十八日
- 指定道路の位置 富士吉田市下吉田東一丁目三千七百三十三番一、三千七百三十四番五及び三千七百三十四番六
- 指定道路の幅員 最大四・八九メートル 最小四・〇〇メートル
- 指定道路の延長 三十二・八四メートル

## 公告

### 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
- 届出の概要
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMくろがねや葎崎店 山梨県葎崎市藤井町南下條字下河原百五十二番地外
  - 変更した事項
    - 大規模小売店舗の名称

(一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後

大規模小売店舗の名称	くろがねやスーパーデポ	DCMくろがねや
大規模小売店舗の名称	葎崎店	DCMくろがねや葎崎店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	--	-----	---

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外三者	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外三者
-----	--	-----	---

- 3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外
- 三 届出年月日 平成三十一年三月二十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号  
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMくろがねや一宮店 山梨県笛吹市一宮町竹原田字川原口丁千三百六十番外
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	くろがねやスーパーデポ一宮店	DCMくろがねや一宮店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	--	-----	---

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者
-----	--	-----	---

- 3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外  
 三 届出年月日 平成三十一年三月二十二日  
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号  
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMくろがねや上野原店 山梨県上野原市上野原南土地区画整理地内一街区外

- 2 変更した事項  
 (一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称 (仮称) DCMくろがねや上野原店	DCMくろがねや上野原店	DCMくろがねや上野原店

- (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

- (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外未定	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外未定

- 3 変更の年月日 平成三十年四月二十五日外  
 三 届出年月日 平成三十一年三月二十二日  
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号  
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMくろがねや甲州店 山梨県甲州市勝沼町山字西田門百八十五番地二外

- 2 変更した事項  
 (一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ホームセンターくろがねや甲州店	DCMくろがねや甲州店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者

- 3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外  
届出年月日 平成三十一年三月二十二日  
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎  
一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMくろがねや富士川店 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町八百六十七番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ホームセンターくろがねや富士川店	DCMくろがねや富士川店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

- 3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外  
届出年月日 平成三十一年三月二十二日  
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号  
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ塩山店 山梨県甲州市塩山下於曾千三百二十五

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

3 変更の年月日 平成三十年六月六日

三 届出年月日 平成三十一年三月二十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号  
外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスビッグステージ 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外四者	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外四者

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外

三 届出年月日 平成三十一年三月二十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号  
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 くるがねや田富モール 山梨県中央市山之神字流通団地三千三十三番五外

2 変更した事項  
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

3 変更の年月日 平成三十年六月六日

三 届出年月日 平成三十一年三月二十二日  
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代顕彰 東京都港区芝浦一丁目二番三号  
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ山梨万力店 山梨県山梨市万力字原ノ前七十六番外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 代表取締役 赤尾主哉 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

3 変更の年月日 平成三十年十月一日

三 届出年月日 平成三十一年三月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び中沼繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
  - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社CLAY 代表取締役 野田秀樹 山梨県甲府市新田町十番十号 外二十二者
変更後	株式会社CLAY 代表取締役 野田秀樹 山梨県甲府市下石田二丁目十番四号 外二十二者

- 3 変更の年月日 平成二十八年一月十五日外
- 三 届出年月日 平成三十一年三月二十五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年八月五日まで

● 基本測量の実施  
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村
- 三 測量の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・十号 高畑町昇仙峡線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県甲府市千塚四丁目及び千塚五丁目並びに山宮町地内
  - 2 使用の部分 なし

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市藤井町坂井字後田百十九の一の二部、百九十七の三、百九十七の四の一部、百九十七の六の一部、二百五の二の一部、二百五の二の一部、千八十四の一部、千八十八の一部、千八十九、千百四の一、千二百五、千百六及び千百八の一部の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 葦崎市水神一丁目三番一号 葦崎市長 内藤久夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成三十一年四月四日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町河内字宮窪四百九十七の一から四百九十七の十七までの区域
  - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ゴ ミ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市朝氣二丁目一番地の十八 有限会社総信 代表取締役 須田千鶴子

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成三十一年四月四日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字唐松入四千八百三十八番一の一部の区域
  - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田四千八百三十八番地 株式会社ケイグリーンリサイクル 代表取締役 秋庭勉

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成三十一年三月七日（第二千八百六十六号）公布山梨県告示第五十九号（建築基準法に基づく道路位置指定）

七八	下	十四	最大六・〇五	最大四・一五
		十五	六十六・五八	六十一・五三